



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 海外財産の贈与と住所の認定

### —— 武富士事件・最高裁で納税者逆転勝訴 ——

平成 11 年当時、贈与税の課税は贈与時に受贈者の住所又は受贈財産の所在のいずれかが国内にあることが要件とされていました。今回は、海外財産の贈与を受けた時に国内に住所があったか否かで争い、地裁で納税者勝訴、高裁で国側勝訴、そして最高裁で納税者が逆転勝訴した武富士事件をご紹介します。  
(平成 23 年 2 月 18 日最高裁・破棄自判・TAINS コード Z888-1572)

∞

∞

∞

∞

#### <事案の概要>

平成 11 年 12 月 27 日、上告人は、両親からオランダ法人に係る出資持分の贈与を受けました。本件は、上告人が海外財産の贈与を受けたことにつき、税務署長から相続税法（平成 15 年改正前）1 条の 2 第 1 号及び 2 条の 2 第 1 項に基づき贈与税の決定処分等を受けたため、上告人は贈与を受けた時において国内に住所を有しておらず贈与税の納税義務を負わないと主張して、その取消しを求めた事案です。

#### <最高裁判所の判断>

最高裁第二小法廷の須藤正彦裁判長は、上告人は国内に住所を有していたとはいえ、贈与税の納税義務を負うものではないと判示して、原判決を破棄しました。

- ① 相続税法 1 条の 2 にいう住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。
- ② 上告人は、贈与を受けた当時、消費者金融業を営む本件会社の香港駐在役員及び現地法人の役員として香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していたところ、贈与を受けたのは上記赴任の開始から約 2 年半後のことであり、通算約 3 年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約 3 分の 2 の日数を 2 年単位（合計 4 年）で賃借した香港居宅に滞在して過ごし、その間に現地において業務に従事しており、これが贈与税回避の目的で仮装された実体のないものとはうかがわれないのであるから、香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきである。
- ③ 原審は、上告人が贈与税回避を可能にする状況を整えるために香港に出国するものであることを認識し、本件期間を通じて国内での滞在日数が多くなりすぎないように滞在日数を調整していたことをもって、住所の判断に当たって香港と国内における各滞在日数の多寡を主要な要素として考慮することを否定する理由として説示するが、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではない。
- ④ このことは、法が民法上の概念である「住所」を用いて課税要件を定めているため、本件の争点が上記「住所」概念の解釈適用の問題となることから導かれる帰結であるといわざるを得ず、他方、贈与税回避を可能にする状況を整えるためにあえて国外に長期の滞在をするという行為が課税実務上想定されていなかった事態であり、このような方法による贈与税回避を容認することが適当でないというのであれば、法の解釈では限界があるので、そのような事態に対応できるような立法によって対処すべきものである。

なお、須藤正彦裁判官の補足意見があります。……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決例について詳細（全文・A4判9頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。